

府中市林地台帳情報取扱要領

平成31年3月31日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）191条の4に基づき森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳及び森林の土地に関する地図等の附属資料（以下、「林地台帳情報」という。）について、広島県森林計画情報システム運用管理要領（平成19年4月1日制定）に定める市町GISのデータに含まれる「林地台帳システム（以下「林地台帳システム」という。）」で閲覧、提供又は修正を行う際の取扱いに必要な事項を定める。

(関係法令等)

第2条 林地台帳情報の取扱は、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）（以下「施行規則」という。）、林地台帳制度の運用について（平成29年3月29日28林整計第395号）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）、府中市情報公開条例（平成11年9月27日条例第16号）、府中市個人情報保護条例（平成7年10月2日条例第17号）（以下「個人情報保護条例」という。）、府中市電子計算組織管理運営規程（平成8年2月1日訓令第1号）によるほか、この要領によるものとする。

(林地台帳情報の構成)

第3条 林地台帳に掲載する情報は、広島県森林計画関係附属資料である森林簿及び森林計画図の情報を記載した市町GISデータ等並びに法務局の登記情報等を基に、広島県（以下「県」という。）において作成した林地台帳原案の提供を受け府中市が、追加・修正等を行った情報により構成するものとする。

(林地台帳情報の性格)

第4条 林地台帳に記載されている地番・森林所有者等の情報は、すべての箇所が登記情報等と整合性が図られているものではなく、また、樹種・材積・面積等についても、すべての箇所を実測・確認しているものではないため、真正の所有者や土地の境界、その他土地に関する諸権利及び立木竹の評価の証明に利用できるものではない。

第2章 公表等

(公表及び情報提供の対象)

第5条 法第191条の5に規定する林地台帳情報の公表（以下「公表」という。）の対象は、法第191条の5第1項及び第2項並びに施行規則第104条の4の規定に基づき、登記簿上の所有者の記載事項及び現所有者の記載事項を除き、森林の土地の所有者の氏名又は名称（以下「所有者」という。）、住所が含まれない情報とする。

2 次に掲げる者は、森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資する目的で林地台帳の情報を取得したい場合は、前項の規定に関わらず、施行規則第104条の3の規定による林地台帳情報の提供（以下「情報提供」という。）を受けることができるものとする。

(1) 森林の土地の所有者、森林所有者又は森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受

けた者（以下「森林所有者等」という。）。

(2) 隣接する森林の土地の所有者又は隣接する森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者（以下「隣接森林所有者等」という。）。

(3) 広島県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下「認定森林所有者等」という。）。

3 次に掲げる者は、第1項の規定に関わらず、施行規則第104条の3の規定による林地台帳情報の全ての提供を受けることができるものとする。

(1) 国

(2) 県

4 第2項第1号に係る者に行う情報提供の範囲は、森林所有者等に係る森林の土地に関する部分に限る。

5 第2項第2号に係る者に行う情報提供の範囲は、隣接森林所有者等に係る森林の土地及び隣接する部分に限る。

（林地台帳情報の配備）

第6条 林地台帳情報は、林地台帳システムにより管理する。

2 林地台帳システムの取扱いについては、広島県森林計画情報システム運用管理要領を適用する。
（公表の方法）

第7条 第5条第1項に規定する公表の方法は、林地台帳を管理する府中市農林課（以下「担当機関」という。）が指定する閲覧又は写しの交付による方法（以下「閲覧等」という。）とする。

2 第5条第2項に規定する情報提供の方法は、担当機関が指定する閲覧又は写しの交付若しくは電子データによる提供とする。

（閲覧等の申請）

第8条 法第191条の5の規定により林地台帳及び地図の閲覧等を申請する者（以下「申請者」という。）は、「林地台帳閲覧申請書（第1号様式）」を、担当機関に持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）が、本人に代わってすることができる。

3 前項に規定する法定代理人等が申請を行う場合は、「林地台帳情報に関する委任状（様式第5号）」を担当機関に提出するものとする。

4 第5条第2項第2号及び第3号に規定する隣接森林所有者等又は認定森林所有者等が申請者の場合は、「林地台帳情報の管理に関する誓約書（様式第6号）」を申請書に併せて担当機関に提出するものとする。

5 申請者は、写しの郵便又は信書便による発送を希望する場合は、郵便又は信書便による発送に要する費用を申請人が負担するものとする。

6 申請者は、次に掲げる事項について了承した旨の書面を提出しなければならない。

(1) 林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。

- (2) 林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。
- (3) 林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。
- (4) 提供を受けた林地台帳及び地図の情報は、申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと。
- (5) 提供を受けた林地台帳及び地図の情報を申出者以外の者に提供してはならないこと（法人による申出の場合には、申請した法人の内部における提供に限る。）。

(情報提供の申請)

第9条 施行規則第104条の3の規定による情報提供に係る申請については、林地台帳情報提供依頼申出書（様式第2号及び様式第2号の2）を担当機関に提出するものとする。

- 2 前項の規定は第8条を準用する。
- 3 第1項及び第2項の規定による情報提供は、電子メール及びファックスによる情報提供を行ってはならない。
- 4 第1項による申請者は「林地台帳情報の管理に関する誓約書（様式第6号）」を申請に併せて担当機関に提出するものとする。

(申請者及び届出者の確認)

第10条 第8条又は第9条に規定する申請（以下「申請等」という。）を行う申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、担当機関に対し、自己が申請等に係る林地台帳情報の本人であること（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の場合は、申請等に係る本人の法定代理人又は委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 2 前項の規定による確認に必要な書類は、個人情報保護条例第22条に規定する保有個人情報の開示時に請求者に提示又は提出が義務付けられる書類に準じる。

(申請書の受付)

第11条 担当機関は、申請等により提出された書類の記載内容の確認を行うとともに、申請者等の資格の確認を行うものとする。

- 2 担当機関は、記載事項及び形式上の不備があると認めるときは、申請者等に対し、その補正を求めることができる。この場合において、担当機関は、申請者等に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 担当機関は、申請書記載の利用目的が開発又は不動産開発の場合は、伐採等届出制度や林地開発許可制度の説明を行うものとする。
- 4 申請の対象が広範囲であるなど、閲覧等の準備に時間を要する場合は、申請者等に説明の上、後日閲覧等に供することができる。

(林地台帳情報の修正及び修正に係る検討結果の通知)

第12条 林地台帳情報は、次の各号のいずれかに該当する申出者の場合、「林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書（第3号様式）」を府中市長に提出する。

- 2 前項の申出書は次の者の申し出に基づき修正を行うものとする。
 - (1) 当該森林の土地の所有者及び当該森林の森林所有者本人又はその法定代理人
 - (2) 本人等の委任を受けた者。ただし「林地台帳情報に関する委任状（様式第5号）」により委任された事実が明らかになった者に限る。

- 3 修正する対象の土地及び森林の所在場所については、申出する本人等の土地及び森林の所在場所に限る。
- 4 府中市長は、第1項の申出書の内容を検討し、修正の可否について「林地台帳情報の修正申出検討結果通知書（様式第4号）」を申出者に交付するものとする。
- 5 府中市長は、林地台帳の内容が修正された場合は、広島県林業課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

林地台帳情報閲覧申請書

年 月 日

府中市長 様

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の森林の土地に関する林地台帳の記載事項及び森林の土地に関する地図を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

閲覧しようとする森林の土地の所在及び地番	番号	市町村	大字	字	地番
	1				
	2				
	3				
台帳記載事項の利用目的	<input type="checkbox"/> 森林施業の実施 <input type="checkbox"/> 対象となる森林の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	<input type="checkbox"/> 林地台帳（森林法第191条の4に規定する林地台帳（以下「林地台帳」という。）） <input type="checkbox"/> 森林の土地に関する地図（森林法第191条の5に規定する地図（以下「地図」という。））				
留意事項	<input type="checkbox"/> 以下の事項を了承する。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。 ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報は申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと。 ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと（法人による申請の場合には、内部利用は可。）。				
備考					

注意事項

- 留意事項を読んだ上で、留意事項に了承した上で、「以下の事項を了承する。」にを記載すること。
- 台帳の利用目的欄には、「森林施業の実施」、「対象となる森林の確認」、「その他（ ）」の該当にを記載し、その他の場合は具体的な内容を記載すること。
- 閲覧しようとする情報の種類は、「林地台帳」、「森林の土地に関する地図」の該当にを記載すること。
- 地図については、地番が特定されない場合に、字単位等での申請を行うことができる。
- 法人による申請の場合であって、代表者以外の者が窓口での閲覧申請を行うときは、備考欄に閲覧者の氏名・住所を記載する。

※本人等の林地台帳情報を閲覧する場合は、身分証明書（免許証等）を提示すること。

規則第 104 条の 3 第 1 項による申出書

様式第 2 号 (第 9 条関係) (表面)

林地台帳情報提供依頼申出書

年 月 日

府中市長 様

申出者住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第 10 条の規定により申し出ます。

森林の土地の所在及び地番	番号	市町村	大字	字	地番
	1				
	2				
	3				
	4				
林地台帳に記載された事項の使用目的					
備考					

注意事項

- 1 森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 2 台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握」、「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握」、「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握」などと具体的に記載すること。
- 3 申出に当たっては、当該森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受委託の契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第 10 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者のいずれかであることを証明する書面を添付すること。
- 4 備考欄には、法人による申出の場合であつて、代表者以外の者が申出書を持参するときには、当該申出書を持参した者の氏名、住所及び連絡先を記載すること。また、市町村から林地台帳に記載された事項の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。
- 5 林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種証明資料に使用することはできないことに留意すること。

※本人等の林地台帳情報の提供を依頼する場合は、身分証明書 (免許証等) を提示すること。

様式第2号の2（第9条関係）（裏面）

林地台帳情報の提供に係る留意事項について

申出により提供することとした林地台帳情報について、その取扱に当たっては、以下の点について十分留意願います。

留意事項	<ul style="list-style-type: none">・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。・林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。・林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。・提供を受けた林地台帳及び地図の情報は、申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと。・提供を受けた林地台帳及び地図の情報を申出者以外の者に提供してはならないこと（（法人による申出の場合には、申請した法人の内部での利用に限り可能。））。・林地台帳情報の閲覧等により得た個人情報、盗難、紛失等により第三者に漏洩することのないよう、持ち運びや保管には十分注意して管理すること。・林地台帳情報の閲覧等により得た個人情報は、申請書（申出書）に記載した目的以外では使用しないこと。・申請書（申出書）に記載した目的を達成するために必要な調査・集計その他の作業を、第三者に委託（請負その他の契約も含む）し、閲覧等の申請（申出）により得た個人情報を当該受託業者等に提供する場合にあっては、受託業者等においても同様に個人情報が適正に管理・使用・廃棄すること。
備考	

（申出者記載欄）

府中市長 様

林地台帳情報の提供を受けるに当たって、上記の留意事項を了承します。

年 月 日

申出者 住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

規則第 104 条の 5 の申出書

様式第 3 号 (第 1 2 条関係)

林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

年 月 日

府中市長 様

申出者住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の森林の土地に係る林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがあつたので、森林法第 191 条の 6 第 1 項の規定により申し出ます。

森林の土地の 所在及び地番	市 町 字 地番
修正を求める 事項	
修正を求める 理由	
備考	

注意事項

- 1 修正を求める森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 修正を求める事項欄には、林地台帳又は森林の土地に関する地図において、修正を求める事項及び修正内容を記載すること。
- 3 修正を求める理由欄には、「相続のため」、「所有者の転居のため」、「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。
- 4 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。

※本人等の林地台帳情報を修正する場合は、身分証明書 (免許証等) を提示すること。

(修正を行う場合)
様式第4号(第12条関係)

番 号
年 月 日

様

府 中 市 長

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

年 月 日付けで、申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正することとしたので同条第3項の規定に基づき通知します。

森林の土地の所在 及び地番	
修正を行う事項	

(修正を行わない場合)
様式第4号(第12条関係)

番 号
年 月 日

様

府 中 市 長

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

年 月 日付で、申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正しないこととしたので同条第3項の規定に基づき通知します。

森林の土地の所在 及び地番	
修正を行わないこととした理由	

様式第5号（第8条及び第12条関係）

林地台帳情報に関する委任状

年 月 日

委任者 住 所
氏 名
電話番号

下記の者を代理人と認め、林地台帳情報の閲覧及び情報提供に関する権限を委任します。

記

1 閲覧等の権限を委任する代理人の住所及び氏名

代理人 住所
氏名

電話番号

2 権限を委任する森林の所在

様式第6号（第8条関係）

林地台帳情報の管理に関する誓約書

年 月 日

府 中 市 長 様

申請・申出者 住 所
氏 名
電話番号

林地台帳情報から得た個人情報については、次のとおり適正に管理・使用し、トラブルが発生した場合には、申請・届出者の責任において対処することを誓約します。

- 1 林地台帳情報から得た個人情報は、盗難、紛失等により第三者に漏洩することのないよう、適正に管理します。
- 2 林地台帳情報から得た個人情報は、申請書（申出書）に記載した目的以外では使用しません。
- 3 申請書（申出書）に記載した目的を達成するために必要な調査・集計その他の作業を、第三者に委託（請負その他の契約も含む）し、林地台帳情報から得た個人情報を当該受託業者等に提供する場合にあっては、受託業者等においても同様に個人情報が適正に管理・使用・廃棄されるよう徹底します。